

湯河原町道路占用等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3 月 31 日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町規則第 10 号

湯河原町道路占用等規則の一部を改正する規則

湯河原町道路占用等規則（昭和60年湯河原町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「町長が施行する」を「町長の指示する工法により占用者が施行する」に改め、同項ただし書中「町長の指示する工法により占用者に路面復旧工事を命ずる」を「町長が路面復旧工事を施行する」に改める。

第13条の見出し中「路面復旧費」を「路面復旧面積」に改め、同条中「この場合」を「この場合において」に改める。

第14条中「第12条」を「第12条ただし書」に、「前条の規定により裁定された路面復旧面積に舗装の種別に応じて定める神奈川県道路占用工事に伴う路面復旧工事費標準単価表に準じる路面復旧工事単価（以下「路面復旧工事単価」という。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とする。）」を「道路管理者が決定する面積を基本とし、町の積算基準に基づいて算定した工事費（その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「この場合」を「この場合において」に改め、同項第1号中「第13条の規定により裁定された路面復旧面積に路面復旧工事単価を乗じて得た額」を「道路管理者が決定する面積を基本とし、町の積算基準に基づいて算定した工事費」に改め、同項第2号中「第13条の規定により裁定された路面復旧面積に路面復旧工事単価を乗じて得た額の100分の5」を「掘削面積に2.4を乗じた面積（ただし、電柱等で占用物件が路面に露出す

ることにより、路面の復旧を要しない部分がある場合は、その面積を控除した面積とする。)に別で定める「掘削復旧工事標準単価表」に定められた単価を乗じて得た額の100分の6」に改める。

第16条第2項中「第15条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の湯河原町道路占用等規則の規定は、令和7年4月1日以後の掘削許可の申請について適用し、令和7年3月31日以前の掘削許可の申請については、なお従前の例による。